

議第 1 4 1 号 呉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号。以下「法」といいます。）等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 市営住宅に入居する認知症である者等の収入申告義務の免除

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 9 年法律第 2 5 号）により、認知症である者等の公営住宅入居者が家賃算定の根拠となる収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症である者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができるよう法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる市営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該入居者の収入に基づき市営住宅の家賃を定めることができることとします。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者

イ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 条に規定する精神障害者（イに掲げる者を除く。）

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者

(2) 政令の一部改正に伴う引用条項の整理

法の一部改正に伴う公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号）の一部改正により生じた引用条項等の整理を行います。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

現行	改正案
(家賃の決定) 第 1 4 条 市営住宅の毎月の家賃は、収入認定額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅にあつては令第 3 条に規定する方法により毎年度算出した額を、公営住宅以外の市営住宅にあつては同条に規定する方法に準じて市長が定める方法により毎年度算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第	(家賃の決定) 第 1 4 条 市営住宅の毎月の家賃は、収入認定額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅にあつては令第 3 条に規定する方法により毎年度算出した額を、公営住宅以外の市営住宅にあつては同条に規定する方法に準じて市長が定める方法により毎年度算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第

2条に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。ただし、入居者からの前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第37条の規定による_____請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第二種公営住宅に係る旧法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の令第4条に規定する方法により算出された月割額（以下「家賃限度額」という。）を超えないものとする。

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(特賃住宅の家賃に対する助成)

2条に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。ただし、入居者からの前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第37条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が前条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第二種公営住宅に係る旧法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の令第4条に規定する方法により算出された月割額（以下「家賃限度額」という。）を超えないものとする。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

(特賃住宅の家賃に対する助成)

<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の助成は、<u>第14条第4項</u>の規定により定めた家賃又は<u>同条第5項</u>の規定により変更した家賃と入居者の家賃の負担能力を勘案して市長が定める額との差額の範囲内の額を当該家賃から減額することにより行う。</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の助成は、<u>第14条第5項</u>の規定により定めた家賃又は<u>同条第6項</u>の規定により変更した家賃と入居者の家賃の負担能力を勘案して市長が定める額との差額の範囲内の額を当該家賃から減額することにより行う。</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者に係る毎月の家賃は、家賃限度額を超えないものとする。</p> <p>4 第15条、第17条及び第18条の規定は、第1項_____の家賃について準用する。</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第16条第4項</u>に規定する入居者に該当する者が<u>第30条第1項</u>の規定により収入超過者に該当する場合において、<u>第13条第1項</u>に規定する収入の申告をすること及び<u>第37条第1項</u>の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、<u>第14条第2項</u>の規定及び<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>同項</u>の期間について、<u>法第16条第4項</u>の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、<u>近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項</u>に規定する方法(<u>公営住宅以外の市営住宅にあつては、同条</u>に規定する方法に準じて市長が定める方法)により算出した額とする。</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者に係る毎月の家賃は、家賃限度額を超えないものとする。</p> <p>5 第15条、第17条及び第18条の規定は、第1項<u>及び第3項</u>の家賃について準用する。</p>
<p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者は、第14条第1項_____及び第32条第1項_____の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当</p>	<p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者は、第14条第1項若しくは第2項及び第32条第1項若しくは第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当</p>

該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第14条第1項_____
_____, 第32条第1項_____

若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第32条第4項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第16条第1項の規定による家賃に対する助成、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項_____
_____, 第32条第1項_____

又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条の定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第14条第1項若しくは第2項、第32条第1項若しくは第3項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第32条第5項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第16条第1項の規定による家賃に対する助成、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第2項、第32条第1項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条の定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

<p>第41条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項_____、第32条第1項_____又は第34条第1項の規定にかかわらず、令<u>第11条</u>の定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>第41条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項<u>若しくは第2項</u>、第32条第1項<u>若しくは第3項</u>又は第34条第1項の規定にかかわらず、令<u>第12条</u>の定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求をしたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃（特賃住宅にあっては、<u>第14条第4項</u>の規定により定めた家賃又は<u>同条第5項</u>の規定により変更した家賃とする。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で別に定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求をしたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃（特賃住宅にあっては、<u>第14条第5項</u>の規定により定めた家賃又は<u>同条第6項</u>の規定により変更した家賃とする。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で別に定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>